千歳市子育てガイド協働発行事業に係る公募型プロポーザル実施要領

千歳市子育てガイド協働発行事業の内容並びに同事業に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第１　目的

子育てに関する多様な情報を一元的に提供するため、妊娠期から中学生までの子どもの保護者を対象とした子育て支援ガイドブック「千歳市子育てガイド」を作成する。

第２　業務概要

１　業務名　千歳市子育てガイド協働発行事業

２　業務内容

事業者は、別添「千歳市子育てガイド（第11版／令和８年７月発行）」を参考に、千歳市子育てガイド協働発行事業仕様書（以下「仕様書」という。）及び仕様書別紙１「紙面の基本構成等」に基づき、紙面の具体的な構成、内容に関する企画立案を行うとともに、個々の事業等に関し市が作成する原稿内容の整理、図案の作成等、割り付け及び印刷等を行う。

３　履行期間　協定締結日から令和12年３月31日まで

４　費用負担

千歳市子育てガイド協働発行事業に係る企画、編集、広告営業、印刷・製本、納品等に係る全ての経費は、事業者が集める広告収入その他の収入により負担するものとし、千歳市は一切の費用を負担しないものとする。

第３　担当部署

〒066－8686　千歳市東雲町２丁目34番地
千歳市こども福祉部こども政策課こども政策係（市役所第２庁舎１階３番窓口）
電話　　0123-24-0341（直通）
FAX　　0123-23-6700
Ｅメール kodomoseisaku@city.chitose.lg.jp

第４　参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること

(1)　原則、千歳市競争入札参加資格者名簿に登録があること

(2)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること

(3)　公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、千歳市競争入札参

加資格者指名停止措置要綱（平成14年12月18日千歳市長決裁）に基づく指名停止を受けていない者であること

(4)　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

(5)　千歳市暴力団排除条例（平成26年千歳市条例第１号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること

(6)　次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者については、それらの中でいずれか一者のみの参加とすること

ア　資本関係

(ｱ) 子会社等（会社法第２条第３号の２の子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２の親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ｲ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

(ｱ) 一方の会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号の会社等をいう。以下同じ。）の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合（ただし、会社等の一方が民事再生法第２条第４号の再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項の更生会社をいう。）である場合を除く。）

(ｲ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ｳ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の公正な競争が阻害されると認められる場合

(ｱ) 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合

(ｲ) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(7)　別紙仕様書で定める業務について、業務遂行能力及び適正な執行体制を有し、地方公共団体での類似する事業の協働発行業務実績があること。

(8)　千歳市内又は千歳市近郊に本社（本店）、支社（支店）、営業所等を有し、市の指示に柔軟に対応できること。

第５　参加表明手続

１　参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1)　提出書類

参加表明書（様式１）

(2)　提出期限　令和８年11月24日（火）午後５時

(3)　提出場所　第３に同じ。

(4)　提出方法　休日を除く午前９時から午後５時までに持参すること。

(5)　提出書類作成時の留意事項

用紙のサイズはＡ４版とする。

２　参加資格の確認等

(1)　参加資格要件の確認及び企画提案書提出依頼

第４に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和８年11月27日（金）までに次に掲げる事項を記載した参加資格要件確認結果通知書を通知する。

併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を依頼する。

ア　参加資格を有すると認めた者にあっては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を依頼する旨

イ　参加資格を有しないと認めた者にあっては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2)　参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア　提出期間　令和８年12月４日（金）までの休日を除く、午前９時から午後５時まで

イ　提出場所　第３に同じ

ウ　提出方法　休日を除く午前９時から午後５時までに持参すること。

(3)　市長は、(2)の説明を求められたときは、令和８年12月９日（水）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第６　企画提案書作成要領

企画提案書の提出を依頼された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

１　提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること

(1)　業務全般（紙面構成等）について

(2)　子育てに関する総合情報紙としての活用性について

(3)　デザイン等について

(4)　独自提案について

２　企画提案書の書式

企画提案の提出は企画提案書提出届（様式３）に加え、次の書類を添付すること

(1)　企画提案書（様式４－１～４。別添付可。全20ページ以内）

(2)　会社概要書（様式５）

(3)　業務工程表（任意様式）

(4)　収支予算見込書（任意様式）

３　記入上の注意事項

用紙サイズはＡ４版とし、各々左上をホチキスで綴じること（Ａ３サイズの資料はＡ４サイズに綴じ込まれるように折ること）。また、各資料の番号をインデックスに書き込み、資料に付して提出すること。

４　提出方法等

(1)　提出期限　令和８年12月11日（金）午後５時

(2)　提出場所　第３に同じ

(3)　提出方法　休日を除く午前９時から午後５時までに持参すること。

(4)　提出部数　７部

５　企画提案書等の著作権等の取扱い

(1)　企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するが、当該業務に伴い生じた著作権等の権利及び物件があるときは、市に帰属する。

(2)　市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとする

(3)　提出された企画提案書等は、千歳市情報公開条例（平成５年千歳市条例第14号）の規定により、個人情報、法人情報等で非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となる。

なお、企画提案概要書は全部公開とする。

第７　質疑応答等

(1)　参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合は、次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア　提出書類　質疑応答書（様式２）

イ　提出期間　令和８年12月７日（月）までの休日を除く、午前９時から午後５時まで

ウ　提出場所　第３に同じ

エ　提出方法　電話連絡の上、持参、郵送、又はＥメールにより提出すること。

(2)　(1)の質疑応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、Ｅメールにより回答するものとする。また、千歳市ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第８　失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

(1)　第４の参加資格要件を満たしていない場合

(2)　提出書類に虚偽の記載があった場合

(3)　実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4)　審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第９　企画提案の審査方法及び評価基準

１　審査委員会の設置

企画提案の審査、評価及び候補者の特定を行うため、千歳市子育てガイド協働発行事業に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

２　審査委員

審査委員会の委員は、次の職にあるものをもって構成する。

(1)　こども福祉部長

(2)　こども福祉部次長

(3)　こども福祉部こども政策課長

(4)　こども福祉部こども家庭課長

(5)　こども福祉部子育て総合支援センター長

３　審査方法

審査委員会において、申込者からの企画提案書及びヒアリングに基づき審査する。各委員の評価点数の合計を加算し、最も評価点が高い申込者を受注候補者として特定する。ただし、最高得点者が複数あった場合は、審査委員会の議決により決定する。申込者が１者のみの場合についても、原則、企画提案書及びヒアリングに基づき審査するが、審査委員会が認めた時は、企画提案書に基づき書類審査のみとすることができる。なお、得点が評価点の満点に対して６割に満たないときは、協働発行事業者を決定しないものとする。

ヒアリング審査の有無については、審査委員会において協議の上、別途、申込者へ通知する。

(1)　実施方法

ア　１者ずつの呼び込み方式とし、１者の持ち時間は説明20分、質疑15分の計35分とする

イ　企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする

ウ　プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて２名までとする

エ　プロジェクター等の機器を使用しての説明は禁止とする

オ　欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する

カ　ヒアリングは非公開とする

(2)　実施日時及び場所

第５で示した、企画提案書提出依頼時に併せて通知する。

4　評価項目及び評価基準

企画提案書類及びプロポーザル審査により、別紙「評定票」で定める評価項目について審査及び評価を行う。

(1)　業務全般（紙面の構成等）について（配点10点）

(2)　子育てに関する総合情報紙としての活用性について（配点10点）

(3)　デザイン等について（配点10点）

(4)　独自提案について（配点10点）

(5)　スケジュールについて（配点10点）

(6)　業務の実施推進体制について（配点10点）

(7)　収支予算見込書の積算の内訳について（配点10点）

(8)　説明のわかりやすさ、説得力について（配点20点）

(9)　業務の理解力、的確性について（配点10点）

5　受注候補者の特定

審査委員会において、４の審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を受注候補者として特定する。

6　審査結果の通知

(1)　協定締結候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア　協定締結候補者

イ　評価点数

ウ　協定締結候補者にあっては、今後の契約手続の旨

エ　協定締結候補者とならなかった者にあっては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2)　協定締結候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア　提出期間　(1)の通知があった日の翌日から５日以内までの休日を除く、午前９時から午後５時まで

イ　提出場所　第３に同じ

ウ　提出方法　持参、郵送、又はＥメールにより提出すること。

(3)　市長は、(2)の説明を求められたときは、令和９年１月６日（水）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

7　審査結果の公表

協定締結候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1)　協定締結候補者及び評価点数

(2)　全ての企画提案者の評価点数（ただし、協定締結候補者以外の名称は秘匿とする。）

(3)　協定締結候補者の特定理由

第10　協定に関する基本事項

1　協定の締結

要する

2　協定書の作成の要否

協働発行予定者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該事業協定書を作成するものとする。

第11　その他

1　手続において使用する言語は、日本語に限る。

2　参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3　提出された書類は、返還しない。また、必要に応じて補足資料を求める場合がある。

4　提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

5　再委託の禁止

当該業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により市の承諾を得なければならない。

6　物品の調達や再委託が必要な場合は、市内企業を活用するなど、地域への人的・物的貢献に努めること。

7　参加表明後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

第12　スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和８年11月24日（火）まで
参加資格要件確認結果通知及び企画提案書提出依頼	令和８年11月27日（金）
質疑応答書の受付	令和８年12月７日（月）まで (質問の回答は随時)
企画提案書の提出	令和８年12月11日（金）まで

プレゼンテーション	令和８年12月中旬 （企画提案書提出依頼と併せて通知）
企画提案書審査結果の通知	令和８年12月下旬
協定締結	令和９年１月中旬